

京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービスQ & A

令和2年7月17日現在

【施設・イベント運営事業者のみなさま】

1. 基本事項

Q. 登録するとどんなメリットがありますか？

A. 緊急事態宣言解除後、経済・社会活動と感染症拡大防止の両立を目指して導入するものであり、感染拡大を少しでも防止するために、ぜひご協力をお願いします。

2. 対象施設・イベント

Q. どのような施設・イベントが対象になりますか？

A. 不特定多数の方が出入りする施設やイベントを対象として想定しておりますが、特に制限は設けておりません。

3. 登録手続き

Q. 登録時に保管しておくべき情報はありますか？

A. 登録事業者様への連絡や、登録内容の変更・修正依頼の際に必要なになりますので、登録時に使用したメールアドレスは大切に保管いただきますようお願いいたします。

Q. 敷地内に複数の建物・施設がある場合、どのように登録すればよいですか？

A. 敷地面積が大きく、複数の建物・施設が点在しているなどの場合は、各建物・施設ごとの登録をお願いいたします。

例：〇〇大学1号館・2号館…、〇〇公園〇〇体育館・△△グラウンド など

また、GPSで位置情報を取得しますので同じ建物内の別フロアなどの区別ができません。建物ごとの登録をお願いいたします。

例：〇〇専門学校1号館1階A教室、〇〇専門学校1号館2階B教室、…

⇒「こことろ」において表示されるマップ上、教室ごとの区別はできません。

「〇〇専門学校1号館」で施設登録いただきますようお願いいたします。

Q. 施設・イベントの登録を行ったが、登録完了のメールが届かない。

A. 事務局による登録内容の確認完了後、「jimukyoku@kocotoro.jp」から登録完了のメールが届きます。

登録完了メールが届かない場合は、以下の事項についてご確認ください。

(1) 入力されたメールアドレスが正しいかご確認ください。

誤ったメールアドレスで登録されたと思われる場合は、お手数ですが、再度新規で登録いただきますようお願いいたします。

(2) 登録完了のメールは「@kocotoro.jp」から届きます。

ドメインによる受信制限等をされている方は解除していただき、再度登録手続きをしてください。

(3) メールソフトウェア・アプリによっては、迷惑メールボックスなどのフォルダに自動的に格納されてしまう場合がございます。今一度、メールが届いていないかご確認ください。

(4) (1) ~ (3) を確認しても解決しない場合は、契約しているインターネット事業者や携帯電話会社などに問い合わせ願います。

Q. 施設・イベントの登録を取り消したいのですが、どうすればよいですか。

A. 施設・イベントの登録を取り消す場合は、変更・修正依頼フォームからご申請ください。

Q. 登録内容に変更があったがどうすればよいですか。(施設名、住所など)

A. 登録内容に変更・修正がある場合は、変更・修正依頼フォームからご申請ください。

4. 利用方法

Q. 従業員・スタッフ等も毎回チェックインするのですか。バックヤードにしかいない職員等でもチェックインが必要ですか。

A. 本サービスは不特定多数の方が出入りする施設やイベントについて、来訪者のメールアドレスと訪問履歴を記録することにより、感染拡大の防止に役立てるためのサービスです。そのため、訪問履歴の把握が可能な従業員・スタッフ等については、チェックインは必要ありません。

Q. 施設への入館時にチェックインしてもらえばよいですか。

A. 施設に滞在している間であれば、いつでも結構です。

Q. 府民か府民でないか確認は必要ですか。府外からのお客さんにもチェックインをおすすめするのですか。

A. 本サービスは京都府以外にお住まいの方でも登録が可能であり、注意喚起メールを受け取ることもできますので、府民であるか府民でないかの確認は不要です。府外からのお客さんにも京都府民と同様に、チェックインいただくよう周知をよろしく申し上げます。

5. 感染者発生時

Q. 感染者が発生した場合、施設側にもメールが届きますか。

A. 施設側にはメール送信はいたしません。ただし、感染者が発生した場合、疫学調査のため、保健所等から連絡があります。

お問い合わせ先

■京都府緊急事態措置コールセンター

▶開設時間：平日 9時から18時まで

▶電話番号：075-414-5907